(略) (略)	一 建設業法施行令(昭和三十 (略) 一年政令第二百七十三号)第 三十四条に規定する建設機械 三十四条に規定する建設機械 だ職工管理技術検定においてトラクタ 「昭和三十五年建設省令第十 七号)第一条第一項第二号から第六号までに定められた検 に種別に該当するものに合格 した者 した者	る者 講習 科 目受講の免除を受けることができ	講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる(講習科目の受講の一部免除)	改正後
(略) (略)	一 建設業法施行令(昭和三十 (略) 一年政令第二百七十三号)第 三十四条に規定する建設機械 三十四条に規定する建設機械 施工管理技術検定においてトラクタ 1系建設機械操作施工法を選 で一年政令第二百七十三号)第 で一年政令第二百七十三号)第 で一年政令第二百七十三号)第 で一年政令第二百七十三号)第 で一年政令第二百七十三号)第 で一年政令第二百七十三号)第 で一年政会がのを定める等の件 について種別を定める等の件 で一年政会的れた第二種 から第六種までの種別に該当 するものに合格した者	る者 講習 科 目受講の免除を受けることができ	講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる(講習科目の受講の一部免除)	改 正 前

(傍線部分は改正部分)